

佐賀県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年一月二十二日から平成二十二年二月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥 栖線	神崎市神埼町城原字熊谷一四九四番 一地先から 神崎市神埼町城原字熊谷一四六八番 四地先まで	平成二二・一・二二
県道 若宮鶴線	神崎市神埼町城原字熊谷一五〇六番 三地先から 神崎市神埼町城原字六本黒木七八八 番一地先まで	〃